

「女性の人権ホットライン」について

○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものの。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	令和2年	令和3年	令和4年
① 暴行・虐待	733	611	602
② 強制・強要 (セクハラ・ストーカー除く)	583	529	549
③ セクハラ	428	385	397
④ ストーカー	279	306	285
⑤ その他	12,301	12,016	10,887
合計(件)	14,324	13,847	12,720

注) ①から④までの件数は、女性を被害者とする相談の件数を計上している。